

Ⅱ 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進

1 指導監督基準に沿った法人の運営

(1) 特別民間法人における指導監督基準への対応状況

特別民間法人指導監督基準のうち、基準適合性の判断が難しいと考えられるものを除く 101 事項について、特別民間法人 37 法人のうち農林中央金庫を除く 36 法人（注）の平成 23 年度における基準適合状況を調査した結果、少なくとも外形上基準に適合していないものが 26 法人で延べ 62 事項みられた。

また、その内訳は、法人における取組に関する事項が 24 法人延べ 51 事項、所管府省における取組に関する事項が 5 府省の 8 法人で延べ 9 事項となっていた。

これらについて、事項ごとにみると、次のような状況となっていた。

（注） P. 74 参照。

ア 法人における取組に関するもの

(7) 監査役員を除く役員の任期

特別民間法人指導監督基準では、監査役員を除く役員の任期について、別に法令で定められている場合を除き、原則として 2 年を基準として設定することとされている。

各特別民間法人における監査役員を除く役員の任期をみると、法律で 2 年以外の任期が定められていることから、特別民間法人指導監督基準の適用除外とされる 8 法人（漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会、東京中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社）を除き、2 年以外の任期が設定されているものが 1 法人（日本公認会計士協会）であった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、本事項については公表されておらず、金融庁は、2 年以外の任期が設定されている理由を図表Ⅱ－1－1①のとおりであるとしている。

(4) 監査役員を除く役員の在任年齢規程の整備

特別民間法人指導監督基準では、監査役員を除く役員の在任年齢（いわゆる「定年」のことである。以下同じ。）について、独立行政法人、公益法人等における取扱い（注）を踏まえ、適切な規程を整備することとされている。

（注）独立行政法人、公益法人等における取扱いは、「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）において、原則 65 歳まで、理事長等で特別の事情がある場合でも 70 歳までとされている。

特別民間法人における監査役員を除く役員の在任年齢規程の整備状況をみると、役員の全部又は一部についてこれを整備していないものが8法人（日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－1－1②のとおり、「基準未適合」とされているものが4法人、「基準非該当」とされているものが1法人、「基準適合」とされているものが3法人となっており、所管府省又は各法人は、在任年齢規程が整備されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－1－1②のとおりであるとしている。

一方、士業団体又は事業者団体であって、役員が原則として会員から選挙等で選ばれることとなっている法人13法人のうち、在任年齢規程を整備しているものは5法人（日本行政書士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会）あった。

(ウ) 特定業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人における役員への所管府省出身者等以外の者の登用

特別民間法人指導監督基準では、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人の役員（監査役員を含む。）については、当該業種の関係者又は所管府省出身者以外の者（以下「所管府省出身者等以外の者」という。）を登用することとされている。

特別民間法人のうち、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人の役員（監査役員を含む。）への所管府省出身者等以外の者の登用状況をみると、そうした者を登用していないものが1法人（日本土地家屋調査士会連合会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－1－1③のとおり「基準未適合」とされているが、日本土地家屋調査士会連合会は、役員に所管府省出身者等以外の者を登用していない理由を図表Ⅱ－1－1③のとおりであるとしている。

一方、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人17法人のうち、役員（監査役員を含む。）に所管府省出身者等以外の者を登用している法人は16法人（建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、日本公認会計士協会、日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会）あった。

(イ) 監査役員への外部の者の登用

特別民間法人指導監督基準では、監査役員について、別に法令で定められている場合を除き、可能な限り関係府省以外の者及び外部の者を登用することとされている。

特別民間法人の監査役員について、関係府省以外の者及び外部の者の登用状況をみると、法律で監事を会員の中から選任する旨定められていることから、特別民間法人指導監督基準の適用除外とされる3法人（全国農業会議所、日本商工会議所、全国商工会連合会）を除き、そうした者を登用していないものが6法人（日本消防検定協会、危険物保安技術協会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、石炭鉱業年金基金、全国中小企業団体中央会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１④のとおり、「基準未適合」とされているものが3法人、「基準非該当」とされているものが2法人、「基準適合」とされているものが1法人となっており、所管府省又は各法人は、監査役員に法人外部の者が登用されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１④のとおりであるとしている。

一方、監事の設置数が1人であっても、関係府省以外の者及び外部の者を登用しているものが5法人（高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本小型船舶検査機構、消防団員等公務災害補償等共済基金、中央職業能力開発協会）あった。

(ロ) 監査役員の任期

特別民間法人指導監督基準では、監査役員の任期についても、別に法令で定められている場合を除き、原則として2年を基準として設定することとされている。

各特別民間法人における監査役員の任期をみると、法律で2年以外の任期が定められていることから、特別民間法人指導監督基準の適用除外とされる9法人（漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社）を除き、2年以外の任期が設定されている法人が1法人（日本公認会計士協会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、本事項の基準適合状況は公表されておらず、金融庁は、2年以外の任期が設定されている理由を図表Ⅱ－１－１⑤のとおりであるとしている。

(カ) 監査役員の在任年齢規程の整備

特別民間法人指導監督基準では、監査役員の在任年齢についても、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程を整備することとされている。

特別民間法人における監査役員の在任年齢規程の整備状況をみると、これを整備していないものが9法人（日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１⑥のとおり、「基準未適合」とされているものが7法人、「基準非該当」とされているものが2法人となっており、所管府省又は各法人は、在任年齢規程が整備されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１⑥のとおりであるとしている。

一方、士業団体又は事業者団体であって、監査役員が原則として会員から選挙等で選ばれることとなっている法人13法人中、在任年齢規程を整備しているものは4法人（日本行政書士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、全国農業会議所）あった。

(キ) 評議員会等による業務実績評価の実施

特別民間法人指導監督基準では、法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議員会、経営委員会等法人外部の者を含めた第三者的性格を有する機関（以下「評議員会等」という。）において、業務実績の評価を行うこととされている。

特別民間法人における評議員会等による業務実績評価の実施状況をみると、評議員会等による業務実績評価を実施していないものが13法人（日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本水先人会連合会、漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、社会保険診療報酬支払基金）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１⑦のとおり、「基準未適合」とされているものが2法人、「基準非該当」とされているものが11法人となっており、所管府省又は各法人は、評議員会等による業務実績評価が実施されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１⑦のとおりであるとしている。

一方、例えば、会員による総会において意思決定がなされている社団的性格の法人（24法人）であっても、評議員会等による業務実績評価を実施しているものが14法人（建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央労働災害防止協

会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本弁理士会、石炭鉱業年金基金、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、中央職業能力開発協会) あった。

(ク) 評議員等の役員との兼職の原則禁止

特別民間法人指導監督基準では、評議員会等の構成員（以下「評議員等」という。）について、別に法令で定められている場合を除き、原則として役員との兼職が禁止されている。

評議員会等を設置している特別民間法人における評議員等の役員との兼職状況をみると、法律で監事等の役員が評議員等となる旨定められていることから、特別民間法人指導監督基準の適用除外とされる2法人（全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会）を除き、評議員等と役員を兼職している者がいる法人が1法人（全国商工会連合会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－1－1⑧のとおり、「基準適合」とされており、経済産業省は、役員を兼職している評議員等がいる理由を図表Ⅱ－1－1⑧のとおりであるとしている。

(ケ) 評議員等の任期

特別民間法人指導監督基準では、評議員等の任期についても、別に法令で定められている場合を除き、原則として2年を基準として設定することとされている。

評議員会等を設置している特別民間法人における評議員等の任期をみると、2年以外の任期が設定されている法人が3法人（高圧ガス保安協会、日本公認会計士協会、全国商工会連合会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、本事項は公表されておらず、所管府省は、2年以外の任期が設定されている理由をそれぞれ図表Ⅱ－1－1⑨のとおりであるとしている。

(コ) 評議員等の在任年齢規程の整備

特別民間法人指導監督基準では、評議員等の在任年齢についても、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程を整備することとされている。

評議員会等を設置している特別民間法人における評議員等の在任年齢規程の整備状況をみると、これを整備していないものが6法人（日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１⑩のとおり、「基準未適合」とされているものが４法人、「基準非該当」とされているものが２法人となっており、所管府省又は各法人は、在任年齢規程が整備されていない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１⑩のとおりであるとしている。

(ウ) 収支決算額 50 億円以上の法人における公認会計士による監査の実施

特別民間法人指導監督基準では、収支決算額がおおむね 50 億円以上の法人については、所管府省からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めることとされている。

収支決算額がおおむね 50 億円以上の特別民間法人 15 法人における公認会計士による監査の実施状況をみると、これを実施していないものが 3 法人（消防団員等公務災害補償等共済基金、漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会）あった。

これについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、図表Ⅱ－１－１⑪のとおり、「基準未適合」とされているものが 1 法人、「基準非該当」とされているものが 2 法人となっており、所管府省は、公認会計士による監査の実施を要請していない理由をそれぞれ図表Ⅱ－１－１⑪のとおりであるとしている。

一方、公認会計士による監査を実施しているものが 11 法人（日本電気計器検定所、軽自動車検査協会、中央労働災害防止協会、日本公認会計士協会、全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、日本商工会議所、全国商工会連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金）あった。

なお、収支決算額がおおむね 50 億円未満であっても、公認会計士による監査を実施しているものが 7 法人（高圧ガス保安協会、建設業労働災害防止協会、日本弁理士会、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、中央職業能力開発協会）あった。

(エ) 財務に関する資料のインターネットによる公表

特別民間法人指導監督基準では、特別民間法人は、①定款、②役員名簿、③組合員等名簿（組合等の場合）、④事業報告書・附属説明書類、⑤損益計算書又は収支計算書、⑥貸借対照表、⑦法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書、⑧監事の意見書、⑨事業計画書並びに⑩収支予算書を主たる事務所に 5 年間備えておき、一般の閲覧に供すること、また、インターネットによりこれらを公表することとされている。

平成 25 年 1 月末時点におけるこれらの公表状況をみると、法令上作成が義務付けられている財産目録を公表していないものが 1 法人（消防団員等公務災害補償等共済基金）あった。

イ 所管府省における取組に関するもの

特別民間法人指導監督基準では、所管府省は、その所管する特別民間法人について、①最新の業務及び財務等に関する資料、②制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている場合は、当該事務・事業の内容及び根拠法令名、③補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合を各府省のホームページに掲載することとされている。

平成 25 年 1 月末時点の各府省のホームページへのこれらの掲載状況をみると、

- ① 最新の業務及び財務に関する資料を掲載していない所管府省が 4 府省（金融庁（日本公認会計士協会）、財務省（日本税理士会連合会）（注1）、厚生労働省（全国社会保険労務士会連合会（注2））、経済産業省（日本商工会議所（注3）、全国商工会連合会（注4）））、

（注1）財務省は、平成 25 年 9 月 20 日現在、日本税理士会連合会に係る最新の業務及び財務に関する資料を同省のホームページに掲載している。

（注2）厚生労働省は、平成 25 年 11 月 15 日現在、全国社会保険労務士会連合会に係る最新の業務及び財務に関する資料を同省のホームページに掲載している。

（注3）経済産業省は、平成 25 年 10 月 22 日現在、日本商工会議所に係る最新の業務及び財務に関する資料を同省のホームページに掲載している。

（注4）経済産業省は、平成 25 年 11 月 25 日現在、全国商工会連合会に係る最新の業務及び財務に関する資料を同省のホームページに掲載している。

- ② 制度的又は実態的に独占となっている事務・事業の内容及び根拠法令名を掲載していない所管府省が 2 府省（国土交通省（軽自動車検査協会（注5）、日本小型船舶検査機構（注6））、厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金（注7）））、

（注5）国土交通省は、平成 25 年 11 月 7 日現在、軽自動車検査協会の制度的に独占となっている事務・事業の内容及び根拠法令名を同省のホームページに掲載している。

（注6）国土交通省は、平成 25 年 10 月 22 日現在、日本小型船舶検査機構の制度的に独占となっている事務・事業の内容及び根拠法令名を同省のホームページに掲載している。

（注7）厚生労働省は、独占的事務・事業として公表してはいないが、事業に係る根拠法令を参照することで独占的であることが明らかであるとしている。

- ③ 補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容は掲載しているとする一方、そのほとんどが法定給付金等の原資であることから、法人の利益には影響がないとして補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合を掲載していない所管府省が 1 府省（厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金））

あった。

以上のとおり、

- ① 特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況において、「基準未適合」とされているものが 9 法人延べ 22 事項あり、少な

くとも外形上基準に適合していないが、公表されていないものが3法人延べ5事項あった。それらの事項は、同基準の策定以降、基準未適合状態が継続している。

- ② 一方、少なくとも外形上基準に適合していないものについて、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況における取扱いをみると、「基準非該当」とされているものが15法人20事項、「基準適合」とされているものが4法人5事項あった。

こうした状況がみられる理由として、特別民間法人指導監督基準において、①「指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、(略)基準に沿って行うことを基本とする。」とされていること、②個々の事項の中には、例外や運用の幅がある程度想定されているものがあることにより、所管府省が各法人の特性や実情等に応じた扱いを行っていることが考えられる。

いずれにしても、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況では、「基準未適合」の状態が長期間継続している理由や少なくとも外形上は基準に適合していないにもかかわらず「基準非該当」又は「基準適合」としている理由・事情は明らかにされていない。

特別民間法人について、統一的な指導監督基準として特別民間法人指導監督基準が策定され、これに基づく指導監督状況を毎年度公表することとされていることに鑑みれば、各法人の特性や実情等によって法人運営がこれに適合していない場合や例外とする必要がある場合には、そうした理由や事情が明らかにされている必要がある。

【所見】

したがって、関係府省は、特別民間法人について、特別民間法人指導監督基準に沿った法人運営を的確に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 所管府省は、特別民間法人指導監督基準に掲げられた次の各事項の同基準への適合について、所管する特別民間法人の特性や実情等の本質に応じて、法人の運営を同基準に適合させるか、又は同基準の例外とするかを判断すること。
- i) 監査役員を除く役員任期（金融庁（日本公認会計士協会））
 - ii) 監査役員を除く役員在任年齢規程の整備（金融庁（日本公認会計士協会）、法務省（日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会）、財務省（日本税理士会連合会）、厚生労働省（全国社会保険労務士会連合会）、経済産業省（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会））
 - iii) 特定業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人における役員への所管府省出身者等以外の者の登用（法務省（日本土地家屋調査士会連合会））
 - iv) 監査役員への外部の者の登用（総務省（日本消防検定協会、危険物保安技術協会）、法務省（日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会）、厚生労働省（石炭鉱業年金基金）、経済産

業省（全国中小企業団体中央会）

- v) 監査役員の任期（金融庁（日本公認会計士協会）
 - vi) 監査役員の在任年齢規程の整備（金融庁（日本公認会計士協会）、法務省（日本司法書士会連
合会、日本土地家屋調査士会連合会）、財務省（日本税理士会連合会）、厚生労働省（全国社会保
険労務士会連合会）、経済産業省（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央
会）
 - vii) 評議員会等による業務実績評価の実施（総務省（日本行政書士会連合会）、法務省（日本司法
書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会）、厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金）、農林
水産省（漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会）、
経済産業省（日本商工会議所、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式會
社、大阪中小企業投資育成株式会社）、国土交通省（日本水先人会連合会）
 - viii) 評議員等の役員との兼職の原則禁止（経済産業省（全国商工会連合会）
 - ix) 評議員等の任期（金融庁（日本公認会計士協会）、経済産業省（高圧ガス保安協会、全国商工
会連合会）
 - x) 評議員等の在任年齢規程の整備（金融庁（日本公認会計士協会）、財務省（日本税理士会連合
会）、厚生労働省（全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会）、経済産業省（全国商工会連
合会、全国中小企業団体中央会）
 - xi) 収支決算額 50 億円以上の法人における公認会計士による監査の実施（総務省（消防団員等公
務災害補償等共済基金）、農林水産省（漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会）
- ② 所管府省は、上記①の措置により、特別民間法人指導監督基準に適合させることとした場合には、
各特別民間法人に対して、法人の運営が速やかに同基準に適合するよう指導すること。
- ③ 所管府省は、上記①の措置により、特別民間法人指導監督基準の例外とすることとした場合には、
今後、同基準に基づく指導監督の状況及び結果の公表の際に、例外とする理由を明確にして公表す
ること。また、特別民間法人指導監督基準に基づき、総務省行政管理局は、所管府省の公表結果を
取りまとめて公表すること。
- ④ 所管府省は、法令上作成が義務付けられている財産目録をインターネットにより公表していない
特別民間法人に対して、早急に公表するよう指導すること。（総務省（消防団員等公務災害補償等
共済基金）
- ⑤ 所管府省は、所管する特別民間法人について、最新の業務及び財務に関する資料を早急に自らの
ホームページに掲載すること。（金融庁（日本公認会計士協会）
- ⑥ 所管府省は、所管する特別民間法人のうち、国等から補助金等を受けている法人について、当該
補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割
合を早急に自らのホームページに掲載すること。（厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金）

図表Ⅱ－１－１ 所管府省及び総務省行政管理局による公表上の扱いとその理由

① 監査役員を除く役員の内任

法人名	所管	公表上の 取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	非公表	(金融庁の主張) 中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高めるため、会則において役員の内任を3年としている。

② 監査役員を除く役員の内任年齢規程の整備

法人名	所管	公表上の 取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	基準適合	(金融庁の主張) たとえ高齢であっても、資質を備えている者であれば選ばれてしかるべきである。また、当該法人では、常勤で会長が任用する専務理事については、内任年齢規程を設けている。
日本司法書士会連合会	法務省	基準未適合	(法人の主張) 役員は、総会において原則として会員から選挙により選ばれることとなっており、年齢制限を設ける必要はないと考える。 (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、内任年齢規程の整備を引き続き指導する。
日本土地家屋調査士会連合会			(法人の主張) 会長及び副会長は、総会において原則として選挙により選ばれ、理事は地域（法務局の管轄区域）ごとの土地家屋調査士会で構成するブロック協議会から推薦された者を総会において選任することとなっており、年齢制限を設ける必要はないと考える。 (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、内任年齢規程の整備を引き続き指導する。
日本税理士会連合会	財務省	基準非該当	(財務省の主張) 会長、副会長は選挙により選任され、また、理事は全国の各税理士会から推薦された者を総会において選任することとされており、年齢による制限に合理的な理由がない。
全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	基準未適合	(厚生労働省の主張) 全国社会保険労務士会会長が原則として理事候補とされているため、内任年齢規程を設けることは困難。
日本商工会議所	経済産業省	基準未適合	(経済産業省の主張) 日本商工会議所の目的達成のため、役員の内任に当たっては、我が国経済の健全な発展や地域振興等に関する知見や人望、経験等個々人の能力を踏まえ、商工会議所法第69条の規定に基づき選任を行っている。役員の内任年齢に制約を課すことは、日本商工会議所の目的を達成するために必要な役員の内任に制約を課すことになるため、役員の内任年齢規程を設けることは困難である。 また、商工会議所法第69条の規定に基づき、会頭および副会頭は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任し、常議員については、議員総会において、議員の代表者から選任することになっている。役員の内任年齢に制約を課すことは、会員の権利に制約を課すことになるため、役員の内任年齢規程を設けることは困難である。

全国商工会連合会		基 準 適 合	(経済産業省の主張) 商工会法第30条第2項及び第56条第4項により、役員は原則 会員でなければならないところ。年齢制限を一律に設けることは、 会員の権利に制約を設けてしまう。また、役員は総会により選任 される。こうしたことから、非常勤役員(会員役員)の在任年齢 に制約を設けることは困難。
全国中小企業団体中央会		基 準 適 合	(経済産業省の主張) 専務理事及び常務理事についての在任年齢等を定めている 「役員在任年齢等に関する規程」が整備されているため。

③ 特定業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人における役員への所管府省出身者等以外の者の登用

法人名	所管	公表上の 取扱い	左記の理由
日本土地家屋調査士会連合会	法務省	基 準 未 適 合	(法人の主張) 同一の専門資格者を構成員とする自治的な団体であり、役員に ついても、総会で選任された者が第三者的見地からその業務を遂 行していることから、直ちに外部の者を登用する必要はないと考 える。 (法務省の主張) 特別民間法人指導監督基準は、監査役員を除く役員と監査役員 の両方への外部の者の登用を求めているとまでは解釈することが できないことから、まずは、監査役員への外部登用を指導してい た。

④ 監査役員への外部の者の登用

法人名	所管	公表上の 取扱い	左記の理由
日本消防検定協会	総務省	基 準 非 該 当	(総務省の主張) 適正な監査を行うためには、関係行政等に精通した者を充てる 必要があるため、外部の者を登用していない(監事の設置数は、 いずれも1人。)
危険物保安技術協会			
日本司法書士会連合会	法務省	基 準 未 適 合	(法人の主張) 同一の専門資格者を構成員とする自治的な団体であり、役員に ついても、総会で選任された者が第三者的見地からその業務を遂 行していることから、直ちに役員に外部の者を登用する必要はないと考 える。 (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、監査役員への外部の者の登 用を引き続き指導する。
日本土地家屋調査士会連合会			
石炭鉱業年金基金	厚生 労働省	基 準 適 合	(厚生労働省の主張) 役員は、法律で監事を会員の中から選任する旨定められている。
全国中小企業団体中央会	経済 産業省	基 準 未 適 合	(経済産業省の主張) 監査役員への外部の者の登用を検討しているが、当該法人の監 査役員に適する、関連法規や当該法人の事業、運営、会計に精通 した人材を確保できないため外部の者の登用に至っていない。な お、現在の監査役員は、会員の代表者(都道府県中央会の会長、 全国規模の組合の代表理事)であるが、i) 会員として第三者的 な観点から意見を言う立場にあること、ii) 当該法人から会員へ の出資等はなく、また監査役員は無報酬であることから、外部の 者と同等程度の役割も果していると考えられる。

⑤ 監査役員の任期

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	非公表	(金融庁の主張) 中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高めるため、会則において役員任期を3年としている。

⑥ 監査役員の在任年齢規程の整備

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	基準非該当	(金融庁の主張) たとえ高齢であっても、資質を備えている者であれば選ばれてしかるべきである。
日本司法書士会連合会	法務省	基準未適合	(法人の主張) 役員は、総会において原則として会員から選挙により選ばれることとなっており、年齢制限を設ける必要はないと考える。 (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、在任年齢規程の整備を引き続き指導する。
日本土地家屋調査士会連合会			(法人の主張) 監事は、あらかじめ定められた地域（法務局の管轄区域）ごとの土地家屋調査士会で構成するブロック協議会から推薦された者を総会において選任することとなっており、年齢制限を設ける必要はないと考える。 (法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、在任年齢規程の整備を引き続き指導する。
日本税理士会連合会	財務省	基準非該当	(財務省の主張) 監事には全国の各税理士会から推薦された者を総会において選任することとされており、年齢による制限に合理的な理由がない。
全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	基準未適合	(厚生労働省の主張) 監事は、原則として総会において会員の中から選任されるため、在任年齢規程を設けることは困難。
全国農業協同組合中央会	農林水産省	基準未適合	(農林水産省の主張) 平成25年6月6日に「役員の定年制・任期制（重任制限）に関する内規」（法人の内部規程）を改正し、監査役員の就任時年齢を規定した。＜措置済み＞
日本商工会議所	経済産業省	基準未適合	(経済産業省の主張) 日本商工会議所の目的達成のため、監事の選任に当たっては、我が国経済の健全な発展や地域振興等に関する知見や人望、経験等個々人の能力を踏まえ、商工会議所法第69条の規定に基づき選任を行っている。監事の在任年齢に制約を課すことは、日本商工会議所の目的を達成するために必要な監事の選任に制約を課すことになるため、監事の在任年齢規程を設けることは困難である。 また、商工会議所法第69条の規定に基づき、監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任することになっている。監事の在任年齢に制約を課すことは、会員の権利に制約を課すことになるため、監事の在任年齢規程を設けることは困難である。

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
全国商工会連合会			(経済産業省の主張) 監査役員は、原則として会員から選挙等で選ばれることとなっており、不当に在任し続けるといった問題は起こりにくいため、年齢による制限に合理的な理由がなく、在任年齢規程の整備は困難。
全国中小企業団体中央会			(経済産業省の主張) 会員（都道府県中央会、全国規模の組合等）の代表者から監査業務に適した者を監査役員としているが、ほとんどの会員において代表者の在任年齢規程が設けられていないため、監査役員の在任年齢規程を設けることは難しい。

⑦ 評議員会等による業務実績評価の実施

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
日本行政書士会連合会	総務省	基準非該当	(総務省の主張) 社団的性格の法人であって、総会が同様の役割を果たしている。
日本司法書士会連合会	法務省	基準未適合	(法人の主張) 同一の専門資格者を構成員とする自治的な団体であり、役員は、総会の承認に基づき活動し、その結果を総会に報告していること、全国の司法書士会会長又は土地家屋調査士会長が参加する全国会長会議等において毎年業務実績等の評価が行われていることから、評議員会等による業務実績評価を別途導入する必要はないと考える。
日本土地家屋調査士会連合会			(法務省の対応) 上記の主張は承知しているが、評議員会等による業務実績評価の実施を引き続き指導する。
日本水先人会連合会	国土交通省	基準非該当	(国土交通省の主張) 社団的性格の法人であり、総会を設置しているため、評議員会等は設置していないが、総会において、業務実績も考慮し、適切な業務の運営を確保していることから、基準非該当としている。
漁船保険中央会	農林水産省	基準非該当	(農林水産省の主張) 特別民間法人指導監督基準7(1)ただし書きにおいて「同基準にかかわらず、法人の特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができる」とされている「特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているもの」に該当しており、業務実績評価は、総会において実施している。
全国漁業共済組合連合会			(農林水産省の主張) 業務の過半が国庫補助事業であり、別途、当省の行政事業レビューによる実績評価を受けている。
全国農業会議所			(農林水産省の主張) 総会において業務実績評価を行っている。
全国農業協同組合中央会			(農林水産省の主張) 総会において業務実績評価を行っている。
日本商工会議所	経済産業省	基準非該当	(経済産業省の主張) 商工会議所法上、評議員の設置規定がなく、業務・会計の監査は、監事及び監事からの依頼による監査を行った外部監査法人により措置されている。
東京中小企業投資育成株式会社			(経済産業省の主張) 民間金融機関、民間事業者等株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしていることから、評議員等の設置について指導していない。
名古屋中小企業投資育成株式会社			
大阪中小企業投資育成株式会社			

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
社会保険診療報酬支払基金	厚生労働省	基準非該当	(厚生労働省の主張) 監査や事業評価等の意思決定事項は、診療担当代表、保険者代表、被保険者代表、公益代表の4者(それぞれ同数)で構成される理事会で採択されており、実質上、理事会が第三者的意思決定機関としての機能を有している。

⑧ 評議員等の役員との兼職の原則禁止

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
全国商工会連合会	経済産業省	基準適合	(経済産業省の主張) 事業実績評価には、法人の業務状況に精通している者が必要であるため、業務・会計の監査を行う監事が兼任している。

⑨ 評議員等の任期

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
高圧ガス保安協会	経済産業省	非公表	(経済産業省の主張) 評議員は、中長期的な事業である技術基準の作成・見直しについても審議していることから、任期を3年としている。
日本公認会計士協会	金融庁		(金融庁の主張) 中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高める必要があることから、評議員等の任期を委嘱した会長の任期満了の時まで(3年)としている。
全国商工会連合会	経済産業省		(経済産業省の主張) 外部有識者である委員の所属元における人事異動に柔軟に対応するため、任期を1年としている。

⑩ 評議員等の在任年齢規程の整備

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
日本公認会計士協会	金融庁	基準非該当	(金融庁の主張) たとえ高齢であっても、資質を備えている者であれば選ばれてしかるべきである。
日本税理士会連合会	財務省	基準非該当	(財務省の主張) 評議員等は、税理士以外の有識者のうちから、常務理事会の議を経て、会長が委嘱することとされており、また、委員会では、本会の会務の状況、資産及び会計の状況について審議し評価を行うことから、評議員等は、学識経験はもとより、評価機関である立場を十分に理解した上で評価を確実にできる見識、知識、判断力が求められている。このため、年齢によって適任者が排除されることになると、会務の運営に支障を来すこととなる。
全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	基準未適合	(厚生労働省の主張) 評議員は、原則として総会において会員の中から選任されるため、在任年齢規程を設けることは困難。
企業年金連合会			(厚生労働省の主張) 会員たる各基金によって組織される法人であり、評議員は、会員の代表者(企業の役員)において互選することとされているが、会員の代表者の在任年齢規程が設けられている例は承知しておらず、評議員の在任年齢規程を設けることは難しい。

全国商工会連合会	経済産業省	基準未適合	(経済産業省の主張) 評議員は無報酬であることから、有能な人材を確保するため、在任年齢規程を整備していない。
全国中小企業団体中央会			(経済産業省の主張) 評議員は会員（都道府県中央会、全国規模の組合等）の代表者又は学識経験者から選任されることとなっているが、ほとんどの会員において代表者の在任年齢規程が設けられていないため、評議員の在任年齢規程を設けることは難しい。

⑪ 収支決算額 50 億円以上の法人における公認会計士による監査の実施

法人名	所管	公表上の取扱い	左記の理由
消防団員等公務災害補償等共済基金	総務省	基準未適合	(総務省の主張) 基金の業務は、公務災害補償の審査、支払い及び退職報償金の支給の審査、支払い等その内容が限定されていること、また収入の大部分は地方公共団体への給付費（補償費、退職報償金、福祉事業給付費）であることなど会計の裁量範囲が狭いこと、現在、監査法人に会計に関する相談、指導を受けていること等から実務上の支障は生じておらず、監査を要請する必要性が乏しいため、指導監督基準の例外としている。
漁船保険中央会	農林水産省	基準非該当	(農林水産省の主張) 特別民間法人指導監督基準 7 (1) ただし書きにおいて「同基準にかかわらず、法人の特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができる」とされている「特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているもの」に該当しており、会計状況の外部検査は、法律に基づく国による常例検査等により担保している。
全国漁業共済組合連合会			

(注) 1 当省の調査結果及び特別民間法人指導監督基準に基づき所管府省及び総務省行政管理局が公表している指導監督状況による。

2 「公表上の取扱い」とは、特別民間法人指導監督基準に基づく所管府省による指導監督状況の公表及び総務省行政管理局による指導監督状況の公表の両方における扱いをいう。

3 「非公表」、「基準非該当」、「基準未適合」及び「基準適合」とは、それぞれ、特別民間法人指導監督基準に基づき、所管府省及び総務省行政管理局が毎年度公表している指導監督状況において、次の取扱いをされていることを表す。

「非公表」：公表されていないもの

「基準非該当」：基準に該当しないものとして「－」とされているもの

「基準未適合」：指導を行っておらず、基準に適合していないものとして「×」とされているもの及び指導を行ったが基準に適合していないものとして「△」とされているもの

「基準適合」：基準に適合しているものとして「○」とされているもの

(2) 特別法人における指導監督基準等への対応状況

特別法人指導監督基準のうち、基準適合性の判断が難しいと考えられるものを除く 77 事項等について、特別法人 12 法人の平成 23 年度における基準適合状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 財務に関する資料のインターネットによる公表

特別法人指導監督基準では、特別法人は、①定款、②役員名簿、③組合員等名簿（組合等の場合）、④事業報告書、⑤損益計算書又は収支計算書、⑥貸借対照表、⑦法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書、⑧監事の意見書、⑨事業計画書並びに⑩収支予算書を主たる事務所に 5 年間備えておき、一般の閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれらを公表することとされている。

これらの公表状況をみると、監事の意見書を公表していないものが 1 法人（国民年金基金連合会（注））あった。

（注）国民年金基金連合会は、平成 25 年 10 月 18 日現在、監事の意見書をホームページに掲載している。

イ 行政改革推進本部決定等への対応状況

全国食肉業務用卸協同組合連合会については、「補助金の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）において求められた措置（注）を実施するため、自主事業の推進により自己収入の拡大を図るための具体的な方策として、新たに包装資材等の共同購入・あっせん・販売事業を平成 26 年度から実施することとしている。

また、当該法人においては、平成 15 年度から外国債による資産運用を行っており、平成 22 年度には約 3,900 万円の有価証券売却損を発生させたことを踏まえ、資金の運用に当たっては、「資金運用規程」（平成 25 年 9 月 18 日正副会長・常務理事会決定）において、複数の外部資産運用家の意見を聴取することとしている。

（注）自主事業の推進により自己収入の拡大を図ることが明記されている。